

改正案	現行
<p>（株式等の譲渡の対価の受領者の告知） 第二百二十四条の三（略）</p> <p>2 前項に規定する株式等とは、次に掲げるもの（外国法人に係るものを含む。）をいう。</p> <p>一（四）（略）</p> <p>五 公社債投資信託以外の証券投資信託（その設定に係る受益証券の募集が第二条第一項第十五号の三（定義）に規定する公募により行われたものを除く。）又は証券投資信託以外の投資信託で公社債等運用投資信託に該当しないものの受益証券及び特定株式投資信託（信託財産を株式のみに対する投資として運用することを目的とする証券投資信託のうち、その受益証券が証券取引法第二条第十四項に規定する証券取引所に上場されていることその他の政令で定める要件に該当するものをいう。）の受益証券</p> <p>六（略）</p>	<p>（株式等の譲渡の対価の受領者の告知） 第二百二十四条の三（略）</p> <p>2 前項に規定する株式等とは、次に掲げるもの（外国法人に係るものを含む。）をいう。</p> <p>一（四）（略）</p> <p>五 公社債投資信託以外の証券投資信託（その設定に係る受益証券の募集が第二条第一項第十五号の三（定義）に規定する公募により行われたものを除く。）又は証券投資信託以外の投資信託で公社債等運用投資信託に該当しないものの受益証券及び特定株式投資信託（信託財産を株式のみに対する投資として運用することを目的とする証券投資信託のうち、その受益証券が証券取引法第二条第十一項に規定する証券取引所に上場されていることその他の政令で定める要件に該当するものをいう。）の受益証券</p> <p>六（略）</p>